第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

新学習指導要領(平成21年3月告示)

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- 総授業時数のうち、原則として 10 分の5以上を実験・実習に配当する こと。
- (2) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。
- (3) 「家庭総合」及び「生活デザイン」を複数の年次にわたって分割して
- (4) 中学校技術・家庭科,公民科,数学科,理科及び保健体育科などとの 関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われる よう留意すること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- 充実すること。
- る活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用い 切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。
- (3) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を 図ること。
- (4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークな どの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- 安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料など の取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する ものとする。

現行学習指導要領(平成11年3月告示)

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- |(1)||「家庭基礎」、「家庭総合|及び「生活デザイン」の各科目に配当する|(1)||「家庭基礎」、「家庭総合|及び「生活技術」の各科目に配当する総授業 時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当すること。
 - (2) 「家庭基礎」は原則として、同一年次で履修させること。
 - (3) 「家庭総合」及び「生活技術」を複数の年次にわたって分割して履修さ せる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。
 - 履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させるこ(4)中学校技術・家庭科、公民科及び保健体育科などとの関連を図るととも に、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。
 - 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題解決的な学習を (1) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなど の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること
- (2) 子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い,他者とかかわる力を高め (2) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう,問題解決的な学習を充 実すること。
 - て考察する活動,判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適|(3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は,当該科 目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程 度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項 にかかわらず指導することができること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の 3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習 環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故 防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。